

エドロック実行委員会規約

(名称)

第1条 本会の開催するイベントは、EDOROCK MUSIC&ART FESTIVALと称し、以下エドロックと略記する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を市川市大和田4-16-3株式会社エーアンドエム内に置く。

(目的)

第3条 本会は、市川市の江戸川河川敷において、その地域の特性を生かし、音楽や美術という芸術を通して市民相互の理解を深めながら、市の一体感を高揚し、次世代のための夢のあるまちにするため、市民が自分の土地を誇りにおもえるイベントを開催することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) イベントの企画・計画に関すること。
- (2) イベントの運営に関すること。
- (3) その他イベントの開催に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 本会は、別表に掲げる委員で構成する。

(役員)

第6条 本会に、役員のうちから次の役員を置く。

- (1) 実行委員会長
- (2) 副実行委員長
- (3) 広報委員
- (4) 監事

(役員任期)

第7条 委員の任期は、第1回実行委員会が開催された日から始まり事業の報告を決算に係る実行委員会開催された日までとする。

(報酬)

第8条 実行委員は、無報酬とする。

(役員職務)

- 第9条
- 1、委員会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2、副委員長は、会長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 3、監事は、本会の会計を監査する。

(実行委員の仕事)

第10条 実行委員の主な仕事は、次の通りとする。

- ①実行委員会の会議に参加すること。
- ②実行委員会用のメーリングリストに参加し、電子メール等による発言をすること。
- ③エドロックの開催目的を達成するために必要な諸機関の連携を強め活動。
- ④エドロックの開催趣旨を広く広報する活動。
- ⑤エドロックへの参加者・応募者を増やすための説明会などの活動。
- ⑥エドロックを成功するために必要となる会場などの提供に係る活動
- ⑦エドロックを成功するために必要となる資金・協賛金を集める活動
- ⑧上記に付帯する創意工夫に満ちた活動。

(会議)

- 第11条
- 1、本会は、委員長が召集する。
 - 2、本会の議長は、委員長がこれに当たる。
 - 3、本会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
 - 4、実行委員会用のメーリングリストを開設し、リストを利用したメールやメッセージサービスによる意見の交換なども会議に準じるものとする。
 - 5、実行委員長は、必要に応じて実行委員から個別に意見を聴取する。

(会計)

- 第12条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 拠出金
 - (2) 補助金・助成金
 - (3) 寄付金・協賛金
 - (4) その他の収入
- 上記の経費は、すべて会の開催に充てるが、支出より収入が上まわった場合は、その余剰金を次年度の会に充てるものとする。

(会計期間)

- 第13条
1. 本会の会計期間の始期は2018年5月1日、終期は解散までとする。
 2. 本会の会計に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(解散)

- 第14条 本会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散とする。